

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十五第

月四年六十和昭

論 叢

大島貞益とその思想……………

經濟學博士 本庄榮治郎

日本經濟の再生産機構の研究のために……………

經濟學博士 柴田敬

管子の經濟思想……………

經濟學士 穗積文雄

研 究

アダム・スミスの自然的自由……………

經濟學士 白杉庄一郎

中小工業統制組織と金融問題……………

經濟學士 田 杉 競

輸出向絹織業の確立……………

經濟學士 堀江英一

說 苑

所得の分配と累進税……………

經濟學博士 汐見三郎

モンテスキューの經濟思想……………

經濟學士 河野健二

梁漱溟の村治論……………

經濟學士 菊田太郎

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

モンテスキューの經濟思想

河野 健 二

一 序 言

本稿は『法の精神』¹⁾に於けるモンテスキューの經濟思想を窺はうとするものである。周知の如く『法の精神』の内容は法を三個の政體—共和政・君主政・專制政—の性質と原理との關係から考察するとともに、之等の政體を基礎づけるところの氣候・土地・習俗・商業・貨幣・人口・宗教等と法との關係を明かならしめ最後に各國民に於ける法の歴史的な敘述を與へてゐるのである。『法の精神』に於てモンテスキューの意圖したところは、言ふ迄もなく、フランスの絶對王政を排撃してイギリスに於けるが如き自由なる政治制度を實現せんとしたものであり、隨つて彼の經濟思想も多くイギリスの經濟的發展とその政策とを模範として述べられてゐると言ふことが出来る。

絶對王政時代の經濟政策が國庫の利益を中心とする貨幣差額政策、即ち貨幣の國內への拘束・貨幣の改鑄爲替操作等による強力なる干渉政策であつたに對して當時のイギリスに於て支配的であつた經濟思想は、貨幣の持出しの自由と貿易による利益を主張するところの貿易差額の學說によつて特徴づけられるものでありそれは言はゞ近代的な組織をもつ獨占貿易の側に立つ經濟思想であつた。モンテスキューの經濟思想は概括的に言つて、このやうなイギリスの重商主義政策乃至は理論の影響下に在るものと見做すことが出来る。したがつてそれはフランスの Colbert 政策及び體系に對立するとともに同時代人たるケネーの重農主義學說更にはまた後にスミスによつて代表された古典派の理論とのあひだに猶かなりのへだたりを有つたものと言ひ得るのであり、政治思想に於ては自由なる共和制の主張者であつたにも拘はらず、その經濟思想に於ては完全になほ重商主義的色彩を帯びてゐたものと言はねばならないのである。

1) De l'esprit des lois par Montesquieu. (Classiques Garnier). Tome I, II.
2) Charles-Louis de Secondat, baron de la Brède et de Montesquieu. (1689--1755).

二 モンテスキューの方法

モンテスキューの考へ方における一つの特徴は、彼が法を『事物の性質から生ずる必然的な關係である』として把えた點に在る。随つて制定法なるものは單にこれらの自然的關係を確立するものとして在るに過ぎない。然しながら物理的存在であると同時に慧知的存在である人間の場合に於ては、物質界に於けるがごとく不變的な法に従ふことが、その有限性すなはち無知と誤謬の故に不可能である。随つてこゝに制定法の必要が出て來るとともに、制定法がその『必然的な關係』に照應するか否かによつて良法と惡法の區別が置かれることとなる。モンテスキューに於ける問題は此の故に『種々の存在との關係における法』がいかなるものとして在り又いかなるものとして在らねばならないか、つまりはそこに於ける『法の精神』がなにであるかを究明することに向けられることとなる。ところで『種々の存在』に於ける『必然的な關係』は法に關する限

り、先づ各々の政體に於ける必然的な關係として把握されねばならないとともに、次にはその各々の政體自身の置かれてゐるところの空間的『地理的環境および時間的』歴史的環境と各々の政體との關係が問題とされなければならぬこととなる。こゝでモンテスキューが特に各々の政體の空間的『地理的要素』に重點を置き、時間的『歴史的要素』に關しては多くの敘述を與へてゐない點は特徴的であつて、地理的要素とくに彼れの氣候の論は新しい考へ方として多くの問題を提供したものとされてゐる。³⁾

モンテスキューによれば種々の氣候の下における人間の種々の欲求が異なる生活様式を形成し、この異なる生活様式が各種の法を決定する。⁴⁾ 暑い氣候は例へば印度や支那に於て住民の怠惰と無氣力を齎すが故にそこでは專制政體を成立せしめ、歐洲の如き寒い氣候の人民は勇敢なるために自由を維持すべき制限政體を成立せしめたと主張するのである。更にまた氣候と並んで土地の大小・土地の性質もまたアジアに於ては專

3) De l'esprit des lois. Tome I. p. 1. 邦譯宮澤俊義『法の精神』(岩波文庫)上卷 32頁。引用譯文は主として之に隨つた。
4) 同上。
5) 宮澤俊義著『モンテスキュー法の精神』(大思想文庫) 52頁参照。
6) De l'esprit des lois. Tome I, p. 230. 邦譯、上卷 325頁。

制政體を成立せしめ、歐洲に於ては制限政體を成立せしめるにより適當してゐる。この故に人民の自由と繁榮とは歐洲に於てのみ齎らされると主張し、これを各政體——專制・君主・貴族・民主の各政體の上に於て立證せんと試みてゐるのである。

三 富—商業

モンテスキューは『富は土地または動産より成る』⁸⁾と言ふ。ところで『各國の土地は通常その住民により所有される』従つて『この種の富は各國家にのみ所屬する。』之に對して『動産たとへば金錢・證券・爲替手形・會社の株券・船舶その他すべての商品は全世界に屬する』従つて『世界のこれ等の動産の最も多くを有つ人民が最も富めるものなのだ。』しかしして此等の動産は『生産物・勞働者の勞働・勤勉・發見または偶然によつてすら』獲得され、『貪慾なる各國民は全世界の動産を相争ふ』ことによつて富を自國に賣らさんとする。かくして此處に商業（對外貿易）が發生するこ

ととなる。

以上のごとくモンテスキューは商業を動産の世界的な移動を齎らすものとして考へる。『共に取引する二つの國民は相互に依存するやうになる。一方が買ふ利益を有つならば、他方は賣る利益を有つ。而してすべての結合が相互的要求の上に基礎づけられる』⁹⁾一般に『國が餘剩物を有つと云ふことは難しい。併し餘剩物を有用にし、有用物を必要にするのが商業の性質である』¹⁰⁾この様に一般的な性質に於て考へられた商業は各政體の相違に應じていかなる特殊性を帯びるであらうか。一人統治の政體（君主・專制）に於ては、それ（商業）は通常奢侈にもとづく。¹¹⁾奢侈にもとづく商業の目的は『それを爲す國民にその自尊心、その快樂およびその氣紛れに役立ち得るすべてのものを獲得せしむるにある。』これに對して『多數統治（貴族・民主）の政體に於てはそれはしばしば節約にもとづく。』¹²⁾モンテスキューが稱讚するのは言ふ迄もなくこの後者である。節約にもとづく商業のみが國家に富を賣らし繁榮を與へ

7) Ibid. p. 269. 邦譯、上卷377頁。
9) Ibid. p. 324. 邦譯、下卷23頁。
11) Ibid. p. 326. 邦譯、下卷25頁。

8) Ibid. p. 338. 邦譯、下卷39頁。
10) Ibid. p. 339. 邦譯、下卷41頁。
12) Ibid. p. 46. 邦譯、上卷90頁。

更に『質素・節約・勞働・慎重・平穩・秩序及び規律の精神』¹³⁾を維持せしめることが出来る。然し節約にもとづく商業もそれを爲すすべての國民に利益を齎らすとは言へない。なぜならば『常にその受け入れるより少き商品または貨物を送り出す國家は、貧しくなることによつて均衡を得る。それは常により少く受取り、つひに極度の貧困に於て、もはや何ら受取ることなきに至るであらう』¹⁴⁾からである。このやうな國家は商業をなすに適しない。商業によつて利益を得る國家は、常に輸出が輸入を超過するが如き國家でなければならぬ。こゝから次の原則が出て来る。『商業の目的は國家の利益の爲にする商品の輸出および輸入である。』¹⁵⁾モンテスキューがかゝる商業國家の模範としたのは、言ふ迄もなく英國である。英國の商業に關して彼は次の如く言つてゐる。『他の國民は商業の利益をして政治的利益の前に讓步せしめた。英國國民は常にその政治的利益をしてその商業の利益の前に讓步せしめた。』¹⁶⁾更にまた英國國民は『世界中で次の三大事項を同時に最も

良く利用し得た人民だ。即ち宗教、商業および自由。』このやうな節約にもとづく商業をなす國に於て商業の政策は如何にあるべきであらうか。『商業の自由に就て』¹⁶⁾に於いてモンテスキューは重商主義的な干渉政策を次の如く根據づける。『商業の自由は、商人に與へられたる、その欲することを爲す能力ではない。』¹⁷⁾かゝる商人の自由は『むしろ商業の隸屬状態であらう』として、商業の自由を商人の自由から區別し、自由の國に於て商人は却つて無數の制限・束縛が與へられることを英國の羊毛輸出禁止・航海規則等を擧げて明にしてゐる。したがつてモンテスキューが主張する商業の自由は、國家に利益を齎らすぐとき商業に於ける自由でなければならぬこととなり、此點においてそれは未だ自由主義經濟學者の主張したるが如き意味における商業の自由ではあり得なかつたのである。

モンテスキューは更に進んで古代以後の商業の發達に關して歴史的な敘述を與へつゝ、商業がいかにして野蠻状態を克服し脱却することに役立つたかを説明し

13) Ibid. p. 339. 邦譯、下卷39頁。
 15) Ibid. p. 329. 邦譯、下卷26頁。
 17) Ibid. Tome II, p. 36. 邦譯、下卷87頁。

14) Ibid. p. 332. 邦譯、下卷32頁。
 16) Ibid. p. 332. 邦譯、下卷32頁。
 18) Ibid. p. 47. 邦譯、下卷102頁。

た後、近代の商業國家による植民地獲得とそこに於ける獨占貿易とを正當化せんと試みてゐる。『商業の自由を失ふ植民地の不利益は、それをその武力によつて擁護し、又はその法によつて維持する本國の保護によつて明白に補はれる。』

四 貨 幣

モンテスキューによれば、金および銀は商品として考へられると同時に、また商品の價値を代表する表徴たる貨幣としても考へられる。¹⁸⁾金および銀が商品價値の表徴たり得るのは『大部分その稀有なることに基く』とともに『金屬は、容易にこれを同等の品位を還元し得るから共通の尺度たるに甚だ適してゐる。』¹⁹⁾が故である。貨幣が商品價値の表徴である限り、商品の價格は『常に根本的には物(商品)の全體が表徴(貨幣)の全體に對する比例によつて定まる。』²⁰⁾したがつて『印度發見以來、金銀がヨオロッパで一から二十に増したとすれば、貨物および商品の價格は一から二十に騰貴せねば

ならなかつたであらう』²¹⁾と述べてゐる。更に爲替相場は『諸國の貨幣の相對的豊富および稀有』²²⁾によつて形成される。

以上モンテスキューの貨幣理論は、貨幣は商品價値の表徴であるに過ぎないのであつて、貨幣を唯一の富とすることは出来ない。富は金銀および總ての商品であつて、商業のみが之を齎らすと説くところの重商主義的な見解に一致する。『商品および貨物の量は商業の増加によつて増す。商業の増加は相次いで生ずる銀の増加によつて、かつ新しい陸地および海洋——それは吾人に新たな貨物と新たな商品を與へる——との新たな交通によつて齎らされる。』²³⁾

貿易差額説をもつて代表される重商主義理論が王權による貨幣持出し禁止・貨幣の改鑄・爲替操作等の政策に反對したるが如く、モンテスキューも亦かゝる政策を專制的なものとして排斥してゐる。先づ貨幣改鑄に關しては『すべての物の共通の尺度たるものにとつては、他の何物にとつてよりも變動は禁物だ』²⁴⁾『現實

19) Ibid. p. 44.
 21) Ibid. p. 50.
 23) Ibid. p. 50.

20) Ibid. p. 49.
 22) Ibid. p. 51.
 24) Ibid. p. 46.

邦譯、下卷 103頁。
 邦譯、下卷 106頁。
 邦譯、下卷 101頁。

邦譯、下卷 98頁。
 邦譯、下卷 104頁。
 邦譯、下卷 105頁。

的貨幣を觀念的貨幣たらしむるが如き行爲を爲すべからず。』と主張し、商品の價格に關しても『君主または執政官は、命令によつて一對十の比は一對二十の比に等しいと定め得ないと同様に、商品の價値を定めることは出来ない。』と述べ、更に爲替相場も『それは商人の最も一般的な評價によつて定められ、君主の命令によつては定められ得ない。』ことを明にしてゐる。

モンテスキューは更に進んで高利貸と商業の關係に及び、商業を高利貸から護るべきことを次のごとく主張する。『商業が良く行はれる爲には、金銭は價格を有たねばならぬが、その價格は餘り大きくあつてはならぬ。それが餘り高いと、商人は、その商業で儲け得るよりも多く利子にかゝるのを見て何事も企てない。』

以上モンテスキューが理想的な貨幣・金融政策として把えた總てのものが、彼の言ふ三政體のうち特に共和制の國家に於てのみ實現されると考へてゐることは言ふ迄もない。例へば專制國に於ては『商業自體がその法に矛盾する。』何故ならそこには『職人および商人

を形成すべき第三階級としては何人もない』からである。

五 人口——結び

モンテスキューによれば、一國の人口數は政體の性質・自然的條件・産業の三つの條件に關係を有つ。苛酷なる政體の下に於ては人口は増大しない。何故なら『彼らは、自分の食物すら有しない。いかにしてそれを分割しようかと考へ得ようか。彼らはその病氣に於て養生することが出来ない。いかにして幼年時代といふ不斷の病氣の中にある者を育て得ようか。』自然的條件は一は土地の産物であり他は氣候風土である。『フランスでは、葡萄産地の多いことが人口の多いことの大なる原因の一であると云はれる。』『時には氣候が土地より恩惠的である。そこでは人民は殖え、而して饑饉が之を亡ぼす。支那の場合にこれである。』更に産業、工藝・商業の發達は多くの人口を與へる。『今日の國家では土地耕作者が消費し得ぬほどの果實が産出され

25) Ibid. p. 46. 邦譯、下卷 104 頁。
 27) Ibid. p. 67. 邦譯、下卷 124 頁。
 29) Ibid. p. 79. 邦譯、下卷 138 頁。
 26) Ibid. p. 51. 邦譯、下卷 106 頁。
 28) Ibid. p. 63. 邦譯、下卷 119 頁。
 30) Ibid. p. 81. 邦譯、下卷 140 頁。

る。而してもしそこで工藝が等閑に附せられ、人が農業にのみ従事すれば、國の人口は多くなり得ない。』³²⁾

『ヨーロッパを、そこで獨り大航海をなす特殊な國家(英國)と同様に論じてはならない。さうした國は人民が増えるであらう。』³³⁾

次にモンテスキューは、現實のヨーロッパを觀察して言ふ。『以上すべてからヨーロッパは今日なほ人類の繁殖を助成する法を必要とする場合にあると結論せねばならない。』³⁴⁾ 人口減退を救済し、その繁殖を助成するものは、以上の人口理論から明かなるが如く悪政の廢止と技藝・商業の奨励であり、英國に於て確立された『商業と勤勉の精神』³⁵⁾がその爲の模範として挙げられる。『富國強兵』をもつて呼ばれる重商主義の人口理論をわれ／＼はモンテスキューに於ても窺ふことが出来るであらう。

『法の精神』に於けるモンテスキューの經濟思想に於て舉ぐべきものは社會構造の問題を別にすれば、以上の三つの事項即ち商業・貨幣・人口の理論を中心とし、

且つそれのみに限られる。私はそこに於けるモンテスキューの經濟思想を問題とし、それが英國流の重商主義の見解に他ならないことを示さうとしたのであるが、政治思想に於ては自由なる政治制度を主張してフランス革命の精神に多くの影響を與へたと言はれるモンテスキューが、その經濟思想に於てなほ重商主義的であつたことは、同時代人たるフランソワ・ケネー(François Quesnay)が政治上では開明的専制主義を擁護しながら、經濟的には更に進んだ重農主義の創設者となつた點と比べて興味ある對照を爲してゐるものと言ふことが出来る。この間の原因を明にすることも亦一つの課題であらうと思はれるのであるが、このやうなモンテスキューとケネーとの相違はまたその支那論に於ても明白に現はれるのであつて、本稿はその研究の爲の一つの前書たるものである。

31) Ibid. p. 82. 邦譯、下卷 141 頁。
 33) Ibid. p. 96. 邦譯、下卷 157 頁。
 35) Ibid. p. 99. 邦譯、下卷 161 頁。

32) Ibid. p. 82. 邦譯、下卷 141 頁。
 34) 同上。